獅子舞あり社家羽黒禰宜を長一結袴姿を
然て口より仏法を唱ふ祝家より五代まで出羽
守後是を西指し社領も収納しなりて
寛文年中給失今は羽黒山古解まで源
とも羽黒山社領沙汰集所にて山下坊人の
是を羽黒へ出しなりにて家まで長さすと
いふ説もあり又義治村泉寺更家より今制
為斗砂をりたいふ古例を去ることといへとも
実説に記之祝家の内より家目の妻へ果
る説ともあるやや

羽源記曰出羽国荒内の郡を去り五屋敷と
中て代々お使して羽黒山の社僧職をし
尚初武義古京寺更改氏之子祝家へ左浄寺
之子彩九郎入左浄昌まて一四家羽黒山の
社僧職なりにより毎歳上京来内して宮ハ法
更より信ハ又位より補をうけとあり又
曰義氏といふ者の代に尚りて家運を抜へ
き附家りなりやや中沢より社家を嫌ひ一
向武家の対持をして羽黒山の社僧職をは
義義氏といふものを上自の者として代役ハ